

# 岐阜県公報

第二千四百十三号  
平成二十二年四月二十七日

(火曜日)

## 目次

### 告示

岐阜市の区域内の町の区域変更  
解除予定保安林とする旨の通知  
道路の供用開始

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表  
政治団体の異動事項の公表  
訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表  
解散届が提出された政治団体の名称等の公表  
指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表  
施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称変更

土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良区の定款の変更認可  
同

(市町村課) 三二五  
(治山課) 三二五  
(道路維持課) 三二六

(選挙管理委員会) 三二六  
(同) 三二七  
(同) 三二八  
(同) 三二九  
(同) 三三〇  
(同) 三三一

(西濃農林事務所) 三三二  
(同) 三三三  
(可茂農林事務所) 三三四

## 告示

### 岐阜県告示第三百九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、岐阜市の区域内の町の区域を変更した旨岐阜市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する町	新たに画する町の区域に含まれる従前の町
吉野町六丁目	問屋町三丁目の一部、問屋町四丁目の一部

この処分は、平成二十二年四月二十八日から効力を生ずる。  
平成二十二年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 掲示場 県庁及び岐阜市役所
- 二 掲示物 字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲示期間 平成二十二年四月二十七日から  
同 年五月十八日まで

### 岐阜県告示第三百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所  
 多治見市笠原町字梅平四一 六の七・四一 六の四八・四一 六の五〇（以上三筆  
 について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備

三 解除の理由  
 指定理由の消滅

（次の図は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所  
 下呂市金山町金山字横谷本洞二四二の四一・二四二の四四・二四二の四七・二四五

の一七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）  
 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備

三 解除の理由  
 農道用地とするため

（次の図は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（次の図は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年四月二十七日から二週間岐阜県土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考 （区域の考 決又の日は 変更の告知 年月日）
一般 国道 号	四百十八	加茂郡富加町羽生字山崎一 一七二番一地从先から 同 郡同 町同 字同 二 一七四番一地从先まで	八八・	平成 三・四二六	平成 一九二・三

### 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十二年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
石川宗一郎後援会	石川宗一郎	石川真紀	岐阜市六条片田1 20 6
後藤信一を育てる会	加藤弘	渡辺修	関市赤荊21
佐藤ゆかり岐阜県後援会	恩田博宣	葛谷重雄	岐阜市神田町6 6
中村ひろひこ岐阜後援会	井上悟	豊田雅孝	岐阜市万代町1 4 3
西村まさみ岐阜県後援会	小見山良雄	大竹和行	岐阜市加納城南通り1 18

岐阜県選挙権者数調査報告書第二十八号

第百九号法律(昭和二十三年法律第九十四号)第七條第一項の規定により、政界団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり掲げらる。

平成二十二年四月二十七日

岐阜県選挙権者数調査報告書

岐阜県大 松 区 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
社会民主党岐阜県惠那支部	会計責任者	今井三郎	中山繁治
社会民主党岐阜県連合岐阜地区支部連合	名称	社会民主党岐阜県連合岐阜地区支部連合	社会民主党岐阜県連合第三区支部連合
自由民主党笠松町支部	会計責任者	岩田利博	伏屋隆男

自由民主党本県郡支部	代表者	後藤 寿太郎	若原 敏 郎
	主たる事務所の所在地		
民主党岐阜県第3区総支部	会計責任者	安藤 由 庸	倉 持 佳 代
石田仁を育てる会	会計責任者	石 田 仁	伊 藤 文 雄
今井裕司後援会	主たる事務所の所在地	中津川市千旦林 1520 37	中津川市千旦林 1511 85
岩井豊太郎後援会青墓支部	代 表 者	藤 井 武 士	相 崎 貢

	主たる事務所の所在地	大垣市青野町 712 1	大垣市榎戸町 1 128
岩井豊太郎後援会 安井支部	会計責任者	犬飼 栄	臼井 鉄 男
尾村忠雄を励ます会	代 表 者	牧 野 正 司	林 文 雄
可児市藤井孝男 後援会	代 表 者	高 垣 守 宏	沢 野 伸
	会計責任者	高垣守宏	沢野伸
岐阜県医師連盟 各務原市支部	主たる事務所の所在地	可児市土田 3699 - 1	可児市広見 5 - 130
	代 表 者	木 田 惠 次	堀 永 昌
岐阜県政経研究会	主たる事務所の所在地	各務原市那加東新 町 2 - 150	各務原市蘇原菊園 町 1 - 99
	代 表 者	重 田 浩 希	清 水 康 彦
岐阜県中小企業 団体政治連盟	会計責任者	関 谷 健 健	川 崎 道 夫
	代 表 者	関 谷 健 健	川 崎 道 夫
K Y B 政治フオ ーラム	会計責任者	多治見 宏 幸	岩 田 達 也
	代 表 者	多治見 宏 幸	岩 田 達 也
小節憲政研究会	会計責任者	安 藤 由 庸	園 田 智 子
	代 表 者	安 藤 由 庸	園 田 智 子
税理士による棚 橋泰文後援会	会計責任者	山 村 益 由	後 藤 靖 夫
	代 表 者	山 村 益 由	後 藤 靖 夫

母體おたのびを促進する会（平成二十六年）中

園田やすひろ後援会	会計責任者	安 藤 由 庸	小 林 聡
道家やすなり後援会	代 表 者	永 井 壽	平 野 芳 生
富田せいじ後援会	代 表 者	重 田 浩 希	和 田 誠 吾
	会計責任者	重 田 浩 希	和 田 誠 吾
富田せいじを応援する会	代 表 者	浅 野 ひろ子	浅 野 司 郎
	会計責任者	浅 野 ひろ子	浅 野 司 郎
21世紀の岐阜市を考える会	代 表 者	重 田 浩 希	吉 田 啓 至
松本紀史後援会	代 表 者	木 村 孝 幸	馬 場 重 彰
	会計責任者	木 村 孝 幸	馬 場 重 彰
丸山しんいち後援会	代 表 者	上 出 和 子	和 田 つじ子
	会計責任者	上 出 和 子	和 田 つじ子
渡辺しげぞう後援会	代 表 者	橋 井 清	春 日 井 意 遊
	会計責任者	橋 井 清	春 日 井 意 遊

岐阜県選挙管理委員会（平成二十六年）

岐阜県選挙管理委員会（平成二十六年）第一一四号（第一一四号）第一一四号第一項の規定により提出のあつた政令団体の区分選挙権者について、提出願があつたのべ、次のとおりその選挙権を公表する。

平成二十六年四月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸





岐阜県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十七日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
土屋勝義後援会	土屋 勝 義	土屋 勝 義	瑞穂市十九条 860 1	平成 21 年 12 月 31 日			
中村ひろひこ岐阜後援会	豊 田 雅 孝	祐 山 宏	岐阜市白山町 1 1	平成 17 年 3 月 31 日			
山川じゅたろう育てる会	山 内 司 郎	山 内 司 郎	羽島郡笠松町門前町 54	平成 21 年 3 月 31 日			

岐阜県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

岐阜県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更があったので、その旨を告示する。

平成二十二年四月二十七日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

平成二十二年四月二十七日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
石川 宗一郎	岐阜市議会議員	石川宗一郎後援会	岐阜市六条片田 1 20-6	石川 宗一郎

名称の変更

変 更 後	変 更 前
社会医療法人厚生会 多治見市民病院	多治見市民病院

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住 所
養老町江月	平成三三・三三	理事	岡田秀雄	養老郡養老町江月 一六三番地四
同	同	同	岡田文雄	同 二四九八番地一
同	同	同	岡田清太郎	同 七五一番地一
同	同	同	兼原明弘	同 二四番地
同	同	同	吉田徳博	同 二七二番地
同	同	同	岡田浩	同 一五番地一
同	同	同	日比野茂樹	同 二二番地一
同	同	同	近藤徹	同 一七五番地
同	同	同	兼原正人	同 二七三五番地一
同	同	同	兼原雅昭	同 一一二一番地
同	同	同	西脇宗孝	同 二七二一番地
同	同	同	岡田文弘	同 四一番地
同	同	同	桑原義治	同 一一一七番地一

就任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住 所
養老町江月	平成三三・四一	理事	岡田秀雄	養老郡養老町江月 一六三番地四
同	同	同	岡田清太郎	同 七五一番地一
同	同	同	兼原正人	同 二七三五番地一
同	同	同	桑原義治	同 一一一七番地一
同	同	同	吉田徳博	同 二七二番地
同	同	同	日比野ひとみ	同 六九番地
同	同	同	近藤美津夫	同 一六五番地一
同	同	同	佐竹健治	同 二二五番地一
同	同	同	佐竹義規	同 一六一番地二
同	同	同	吉田新司	同 二六二番地
同	同	同	西脇宗孝	同 二七二番地
同	同	同	西脇和彦	同 一一三番地
同	同	同	佐竹英夫	同 一六九番地四
同	同	同	桑原弘明	同 二七二三番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日



岐阜県知事 古田 肇

退任した役員 土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
西輪中土地改良区	平成三三・三三	理事	伊藤吉次	海津市南濃町太田	三三八番地
同	同	同	水谷明男	同	三八三番地
同	同	同	大川武司	同	二五六番地
同	同	同	水谷元彦	海津市南濃町吉田	一一番地
同	同	同	水谷勲	同	一六二六番地
同	同	同	川合利幸	同	一六二二番地三
同	同	同	宇佐美傳	同	一四九八番地
同	同	同	田中孝昌	海津市南濃町松山	一七二九番地
同	同	同	堀田武	同	一五四四番地
同	同	同	服部幸博	同	一八七二番地二
同	同	同	丹羽丈夫	海津市南濃町境	一六四二番地
同	同	同	伊藤亮一	同	二九六二番地
同	同	同	水谷稔	同	一四二番地一
同	同	同	木村徳仁	海津市南濃町太田	五四四番地
同	同	同	伊藤源一	同	二番地
同	同	同	伊藤文治	同	松山 一七六一番地一
同	同	同	氏名	住	所
同	同	同	伊藤吉次	海津市南濃町太田	三三八番地
同	同	同	木村徳仁	同	五四四番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
養老町祖父江土地改良区	平成三三・四・二五

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 河 北 土 地 改 良 区	平 成 三 一 ・ 四 ・ 一 五

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
川 辺 町 木 曾 川 右 岸 用 水 土 地 改 良 区	平 成 三 一 ・ 四 ・ 二 七

平成二十二年四月二十七日発行

発 行 者  
発 行 所

岐 阜 県 庁  
岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一  
一  
プイ・アール・テクノセンター